

伊勢原市体育協会 規約・規定集

平成22年度調製

たは本会の団体として不相当と理事会が認めたときは、評議員会の決議により脱退または、除名する。

(会費)

第8条 本会の加盟団体は、所属会員の登録をし評議員会の定めた会費を毎年6月末日までに納入しなければならない。

(加盟団体の権利)

第9条 加盟団体とその所属会員は、本規約並びに諸規程および評議員会の決定に従わなければならない。

第6章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 ・ 副会長 3名 ・ 会計 1名 ・ 理事長 1名 ・ 副理事長 1名 ・ 理事 若干名 ・ 監事 2名

(役員を選出)

第11条 本会は、次の方法により役員を選出する。

- 1 会長は、理事会で選出し、評議員会で承認を得る。就任と同時に理事となる。
- 2 副会長は、会長が推薦し、評議員会で承認を得る。就任と同時に理事となる。
- 3 会計は、理事の互選によって選出し、評議員会で承認を得る。
- 4 理事は、会長推薦による理事及び各種目加盟団体より1名宛選出する。
- 5 理事長・副理事長は、理事の互選により選出する。
- 6 監事は、理事会で選出し、評議員会で承認を得る。
- 7 前項1、2、3、5、6の役員が選出または、互選されたときは、これに代る理事を選出することができる。

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表して会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたるときは、代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、または欠けたるときは、その職務を代理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- 7 監事は、会計および業務を監査する。

(役員任期)

第13条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- 1 役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任をさまたげない。補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでその職務を代行する。

第7章 顧問・参与

(顧問・参与)

第14条 本会に顧問、参与を置くことができる。

- 1 顧問、参与は会長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 2 顧問、参与は評議員会、役員会、理事会の諮問に応じて意見を述べるができる。

第8章 事務局

(事務局)

第15条 本会は、本会の事務を処理するため、事務局を設けることができる。

(事務局職員)

第16条 本会の事務局の運営に関し、事務局長、書記等の職員をおき、所管の長の承認を得て会長が委嘱する。

第9章 会議

(会議)

第17条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 1 評議員会
- 2 役員会
- 3 理事会
- 4 専門委員会

(会議の開催)

第18条 本会の会議の開催は、次のとおりとする。

- 1 評議員会は、毎年一回開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 役員会、理事会、専門委員会は、必要に応じて随時開催する。

(会議の成立)

第19条 本会の会議は、構成人員の1/2以上の出席をもって成立し、決議は、出席者の2/3以上の同意をもって決定する。

第10章 運営

(評議員会)

第20条 評議員会は、本会の最高議決機関であり、会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1 規約の制定及び改廃
- 2 役員承認
- 3 事業計画の決定及び事業報告の承認
- 4 予算並びに決算の承認
- 5 次年度の加盟団体会費、入会金の承認
- 6 新加盟団体の承認、脱退及び除名
- 7 その他議決を要する重要な事項

第21条 評議員会は、評議員及び役員で構成し、出席評議員中より議長を選出する。

第22条 評議員は、各種目加盟団体より3名宛選出する。
(役員会)

第23条 役員会は、会長、副会長、会計、監事、理事長及び副理事長をもって構成し、会の運営に必要な事項を立案計画する。

第24条 役員会は会長が招集し、その議長には会長があたる。
(理事会)

第25条 理事会は、本会の執行機関であり、理事長が招集し、任務権限は、次のとおりとする。

- 1 当面する事務の処理
- 2 評議員会の決議による会務の運営について審議決定する。
- 3 評議員会の議事日程の決定
- 4 事業計画に伴う収支予算の編成
- 5 役員を選出
- 6 新加盟団体の承認に関する事務処理と登録事務
- 7 専門委員会の委嘱とその調査研究事項
- 8 上部団体等への派遣役員決定
- 9 その他必要な重要事項

第26条 理事会は、理事で構成し、その議長には理事長があたる。
(専門委員会)

第27条 本会は、理事会の議決により、各種の専門委員会をおくことができる。運営に関する詳細な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

第11章 会計

(経費)

第28条 本会の会計は、次に掲げるものをもってこれにあてる。

- 1 会費
- 2 入会金
- 3 補助金
- 4 寄附金
- 5 その他

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予算)

第30条 本会の事業計画に伴う収支予算は、理事会が編成して評議員会の承認を得る。但し、補正予算は、この限りではない。

(決算)

第31条 本会の収支決算は、監事の監査を経て評議員会に報告し、その承認を得る。

(余剰金)

第32条 会計年度の終りにおいて余剰金があるときは、これを翌年度に繰り越すものとする。

第12章 補 則

第33条 本会の運営に必要な細則は、理事会の決議を得て別に定めることができる。

第34条 本会は、神奈川県体育協会の加盟団体となる。

附 則

- 1 本規約は、昭和45年10月10日から施行する。
- 2 本規約は、公布の日から施行し、昭和46年3月31日から適用する。
- 3 本規約は、一部改正し、昭和47年4月1日から適用する。
- 4 本規約は、一部改正し、昭和49年4月1日から適用する。
- 5 本規約は、昭和50年4月1日一部改正し、昭和50年4月1日から適用する。
- 6 本規約は、昭和52年6月15日に改正し、昭和52年6月15日から適用する。
- 7 本規約は、昭和55年5月31日に改正し、昭和55年5月31日から適用する。
- 8 本規約は、昭和56年5月30日に改正し、昭和56年5月30日から適用する。
- 9 本規約は、昭和57年5月29日に改正し、昭和57年5月29日から適用する。
- 10 本規約は、昭和58年5月28日に改正し、昭和58年5月28日から適用する。
- 11 本規約は、昭和59年5月26日に改正し、昭和59年5月26日から適用する。
- 12 本規約は、昭和62年5月23日に改正し、昭和62年5月23日から適用する。
- 13 本規約は、平成2年5月12日に改正し、平成2年5月12日から適用する。

- 14 本規約は、平成3年5月25日に改正し、平成3年5月25日から適用する。
- 15 本規約は、平成4年5月23日に改正し、平成4年5月23日から適用する。
- 16 本規約は、平成10年5月15日に改正し、平成10年5月15日から適用する。
- 17 本規約は、平成12年5月12日に改正し、平成12年5月12日から適用する。
- 18 本規約は、平成13年5月11日に改正し、平成13年5月11日から適用する。
- 19 本規約は、平成16年5月15日に改正し、平成16年5月15日から適用する。
- 20 本規約は、平成20年5月17日に改正し、平成20年5月17日から適用する。

伊勢原市体育協会表彰規程

(目 的)

第1条 伊勢原市体育協会（以下「本会」という）に加盟する団体の構成員でスポーツの普及振興に尽力し、顕著な功績のあった者及び成績等が優秀で他の模範となる者に対して、この規程の定めるところにより功労者、優秀選手として表彰する。

(表彰基準)

第2条 次の各号に該当する者のうち、A・B項は功労者、C・D項は優秀選手として表彰する。

A 本会の普及振興に顕著な貢献をなした者及び本会の事業に特に功績のあった者。

B スポーツの指導者として優秀な選手またはチームを育成した者。

C 全国大会等中央大会において特に優秀な成績を収めた者。

D 県大会において特に優秀な成績を収めた者。

(選考基準)

第3条 A・B項に該当する者

(1) 10年以上本会の役員及び理事を歴任し、本会の発展向上に功績のあった者。

(2) 現在も各種スポーツを熱心に指導している者。

2 C項に該当する者

(1) 国民体育大会で入賞した者及び、全国大会で3位以上の者。

(2) ブロック大会で準優勝以上の成績をあげた者。

3 D項に該当する者

県連等の主催する大会において優勝した者。

(選考方法)

第4条 被表彰者及び表彰方法のうち第3条第1項は、理事会で決定する。

(表彰方法)

第5条 功労者、優秀選手には賞状を贈り表彰する。

(ただし、記念品または副賞を付与することができる)

2 表彰は、年度当初の評議員会において行う。

(除 外)

第6条 第2条A・B項については、一度表彰を受けた者は原則として除外する。

2 第2条D項については、前年に表彰を受けた者は原則として除外する。

附 則

この規程は、昭和52年4月9日制定し、同日より適用する。

附 則

この規程による改正後の規定は、平成18年4月1日から適用する。

この規程による改正後の規定は、平成20年7月8日から適用する。

伊勢原市体育協会顧問及び参与委嘱規定

(目的)

第1条 この規程は、本協会規約第4条に基づき顧問及び参与を委嘱する場合の基準、その他委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧問)

第2条 本協会の顧問は、次の一つに該当する者のうちから選任する。

- (1) 市教育長
- (2) 本協会の会長として永年従事した者
- (3) その他会長が特に推薦した者

(参与)

第3条 本協会の参与は、次の一つに該当する者のうちから選任する。

- (1) 県議会議員及び市議会議員で、種目協会の会長に就任している者
- (2) 事務局の担当部長

(任期)

第4条 本協会の顧問及び参与の任期は次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項及び同条第3項に該当するものは、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 第2条第2項、第3条第1項及び同条第2項に該当する者は、その就任期間内とする。

(除名)

第5条 理事会は、次の各号の一つに該当する顧問及び参与は、除名することができる。

- (1) 本協会の事業を妨げ又は妨げようとする者
- (2) 故意又は重大な過失により、本協会の信用を失わせるような行為をした者
- (3) 理事会において不適當と認めた者

(その他)

第6条 顧問及び参与について本規定に定めがない事項であっては、理事会で決する。

附 則

この規定は、平成22年3月23日から施行する。

伊勢原市体育協会加盟団体助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢原市体育協会の加盟団体（以下「加盟団体等」という。）に対して、その活動費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成金の額)

第2条 助成金の額は、予算の範囲内とし、その上限を40,000円とする。

(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする加盟団体等の代表者は、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約又は会則
- (4) 役員名簿(役職名・氏名)
- (5) 会員数
- (6) 事務局連絡簿(事務局の氏名・住所・電話・勤務先等)

(助成金の交付)

第4条 会長は、前条の申請を受け審査し、助成金を交付すべきものと決定したときに助成金を交付する。ただし、会費の納入がないときは、この限りでない。

(用途の制限)

第5条 助成金を運営費として使用する場合は、助成金の2分の1を超えてはならない。

(実績報告)

第6条 助成金の交付を受けた加盟団体等の代表者は、事業年度が終了し総会后10日以内に事業実績報告書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書

(助成金の返還)

第7条 会長は、助成金を受けた加盟団体等の代表者が、目的外に使用等をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は、一部を返還させることができる。

附則 この規程は、平成20年1月1日より施行する。

第1号様式 (第3条関係)

助成金交付申請書

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

住所又は所在地

団 体 名

代 表 者 名

印

次のとおり申請します。

1 助成金の名称	平成 年度加盟団体助成金
2 申請金額	円
3 計画概要	別紙事業計画書のとおり
4 事業効果	本団体の活動促進に寄与する
5 着手予定年月日	平成 年 月 日
6 完成予定年月日	平成 年 月 日
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 規約等 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 会員数簿 <input type="checkbox"/> 事務局連絡簿

1998

1999

2000

2001

2002

2003

2004

2005

2006

伊勢原市選手権大会開催要項

- 1 目 的
スポーツレベルと競技力の向上を図り、市民スポーツの振興と市民相互の交流を推進することを目的とする。
- 2 主 催
伊勢原市教育委員会・伊勢原市体育協会
- 3 主 管
伊勢原市体育協会加盟の種目団体
- 4 実施期間
4月1日から翌年3月31日
- 5 実施会場
原則として伊勢原市内体育施設を使用する。ただし競技内容によってはこの限りでない。
- 6 実施基準
(1) 市選手権大会としての位置付けを明確にする。
(2) 原則として年1回の開催とする。
- 7 開催種目競技
この申請をする協会は、必ず体育協会の事業計画に記載があること。
- 8 委託料の用途
委託料は大会の趣旨に沿って有効活用できるものに使用する。(大会記念品、賞状、消耗品、施設使用料、バス借上料等)
なお、バス借上料は、会場が県外であり、会長が認めた場合に限る。この場合、施設使用料、記念品、消耗品は補助の対象にならない。
- 9 申請及び報告
大会終了後、30日以内に伊勢原市選手権大会開催補助費申請書に次のものを添え、伊勢原市体育協会会長に提出しなければならない。
 - (1) 大会要項
 - (2) 大会結果(写真を含む)
 - (3) 領収書
 - (4) その他、必要と認められるもの
- 10 委 任
その他必要な事項については、別に定めることができる。

平成 年度伊勢原市選手権大会開催補助費申請書

競技の部

1 支出明細

支払区分	実支出金	補助金額限度	補助額
施設使用料	円	17,000円	円
記念品	円	18,000円	円
消耗品	円	13,000円	円
計	円	48,000円	A 円
バス借上料	円	160,000円	B 円
調整金額	A又はB×10%		C 円
補助金額	A又はB-C		, 000円

補助金額は千円未満切り捨て

2 提出書類

- (1) 大会要項
- (2) 大会結果 (写真を含む)
- (3) 領収書

上記支出明細のとおり、開催補助費を交付いただきたく関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会長 殿

協会名 _____

会長名 _____

印 _____

- *バス借上料は会場が県外で、かつ会長が認めた場合に限る。この場合、「施設使用料」、「記念品」、「消耗品」は補助の対象にはならない。
- *この申請をする協会は、必ず体育協会の事業計画に掲載があること。
- *提出期限は、開催終了日から30日以内とする。

平成 年度伊勢原市選手権大会結果報告書

種 目

開催日 平成 年 月 日～ 場 所

平成 年 月 日

参加者数 _____人 (男 _____人 女 _____人)

参加チーム数 _____チーム (男 _____チーム 女 _____チーム)

区 分		氏名 (団体の場合はチーム名)	所 属
	1 位		
	2 位		
	3 位		
	1 位		
	2 位		
	3 位		
	1 位		
	2 位		
	3 位		
	1 位		
	2 位		
	3 位		

※参加人数等、記入漏れのないようにお願いします。

Handwritten Title

Handwritten text line 1

Handwritten text line 2

Handwritten text line 3

Handwritten text line 4

Handwritten text line 5

Handwritten text line 6

Handwritten text line 7

Handwritten text line 8

Handwritten text line 9

Handwritten text line 10

Handwritten text line 11

Handwritten text line 12

Handwritten text line 13

Handwritten text line 14

Handwritten text line 15

Handwritten text line 16

Handwritten text line 17

Handwritten text line 18

伊勢原市体育協会茅野市交流補助費交付基準

1 目 的

この規程は、姉妹都市交流の一貫としてスポーツを通じての相互交流及び市民の健康増進、競技力向上を図る事業に対する費用の補助を目的とする。

2 対 象

伊勢原市体育協会に所属する種目協会（連盟）。

3 交付区分

各種目協会（連盟）が主催する交流事業費。

4 補 助 額

一律 10,000円

5 申 請

茅野市交流補助費交付申請書に次のものを添え、伊勢原市体育協会会長に提出する。

- ① 開催要項
- ② 参加者名簿
- ③ その他、必要と認められるもの。

6 報 告

交流事業終了後、速やかに茅野市交流補助費交付報告書に次のものを添え、伊勢原市体育協会会長に提出する。

- ① 交流結果等
- ② 写真
- ③ その他、必要と認められるもの。

7 そ の 他

この交付基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この交付基準は、昭和61年4月1日から施行する。

茅野市交流補助費交付申請書

1 協会名 _____

2 日程 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(日間)

3 場所 _____

4 内容 (大会名・参加人数・交流内容)

上記のとおり茅野市との交流を行いますので、補助費を交付していただきたく申請いたします。

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

協会名 _____

会長名 _____

伊勢原市体育協会
茅野市交流補助費 交付決定通知書

交付を受ける加盟団体

平成 年 月 日付けで申請のあった伊勢原市体育協会茅野市交流補助費について、次の条件を付し、10,000円を交付することに決定しましたので、通知します。

大会名：茅野市交流会

開催日：平成 年 月 日

場 所：

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会
会長 田 中 昇 印

【交付条件】

- 1 この補助費は、姉妹都市である長野県茅野市とのスポーツにおける相互交流事業に対して交付するものであり、目的外の使用は一切しないこと。
- 2 伊勢原市体育協会の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。
- 3 事業終了後、速やかに伊勢原市体育協会茅野市交流補助費交付報告書を提出すること。

茅野市交流補助費交付報告書

1 協会名

2 日程 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(日間)

3 場所

4 内容 (大会名・参加人数・結果報告等)

上記のとおり茅野市との交流を行いましたので、結果等を添え報告します。

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

協会名 _____

会長名 _____

伊勢原市体育協会初心者教室・講習会開催基準

- 1 目的 広く一般社会人にも参加を呼び掛け、初心者でも親しめるスポーツを目指し、教室、講習会を通して会員の拡充を図る。
- 2 名称 ○○協会（連盟） ○○教室、○○講習会
- 3 対象者 一般市民及び各種目協会会員
(学生、生徒については協会の判断で)
- 4 実施基準
 - ①開催要項等を作成し初心者教室、講習会の位置付けを明確にする。
 - ②各種目協会年1回の開催を援助対象とする。
 - ③初心者教室、講習会終了後結果を報告する。
 - ④援助費は、各種目協会の決算に明示する。
- 5 援助費の用途
本目的に添って有効活用できる費用に使用する。(支払基準、支払方法等は別に定める。)

★希望協会（連盟）は、事前に計画書（含む必要経費）を提出して下さい。
また、終了後に申請書を提出して下さい。

★上記補助費の限度額については、計画書を参考に役員会で検討致します。

初心者教室・講習会援助費支払基準

1 支払基準（開催費支払い方法）

区 分	支 払 基 準	内 容 等
消耗品等	10,000円以内	開催に伴う消耗品等諸経費（食糧費は、除く）
講師謝礼	内部講師（団体内指導者） （1回1,000円以内） 外部講師（外部依頼指導者） （1回3,000円以内）	対象指導者1日につき 2名以内 支払対象日数7日（回） まで
施設使用料	原則として実費 限度額5,000円	会場等施設使用料

2 支払方法

初心者教室、講習会終了後速やかに指定の申請書に次のものを添付して申請すること

①開催要項

②領収書

③記録写真

3 支払い補足条件

- 1、教室、講習会の開催費用に限る支出
- 2、開催は、年度内1種目1回
- 3、領収書により支払う

（施設使用料については施設の発行する領収書）

- 4、消耗品費等の諸経費は、10,000円以内とする。

初心者教室・講習会計画書

初心者教室、講習会の名称 _____ (協会名を入れる)

開催日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

参加人数 _____ 人

消耗品費 _____ 円 (限度額 1 万円)

講師謝礼 _____ 部 _____, 000 円 × _____ 名 × _____ 日 = _____ 円
(内部か外部かと謝礼金額 1 千円か 3 千円かを明記し算出する)

施設使用料 _____ 円 (限度額 5 千円)

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

伊勢原市体育協会会長 殿

協会名 _____

会 長 _____ 印

初心者教室・講習会援助費申請書

- 1 名称 _____ (協会名を入れる)
- 2 開催日 平成____年____月____日～平成____年____月____日
- 3 参加人数 _____人
- 4 消耗品費 _____円 (限度額1万円)
- 5 講師謝礼 _____部 _____,000円×____名×____日=_____円
(内部、外部・謝礼金額1千円、3千円)
- 6 施設使用料 _____円 (限度額5千円)

申請額合計 _____千円
(千円未満切り捨て)

- 7 添付書類 (1)開催要項
(2)領収書 (全てのもの)
(3)記録写真

上記金額を初心者教室・講習会援助費として交付していただきたく申請します。

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

協会名 _____

会 長 _____ 印

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準

1 目的

この基準は、市民のスポーツ活動に対する意識高揚及び本市スポーツ振興を図るため、全国規模のスポーツ競技大会等に出場する個人及びチームが所属する加盟団体に対し激励金を交付する。

2 対象

本会加盟団体の会員で、次に掲げる大会に出場した個人及びチームを対象とし1回に限り交付する。ただし、小学生、中学生、高校、大学生の児童・生徒及び学生がクラブ活動の一環として出場する場合は除外する。

- ① オリンピック及びパラリンピック等、これと同規模の国際競技大会
- ② 国民体育大会及び国が主催する同規模の大会
- ③ 国以外の団体が主催する全国規模のスポーツ競技大会で、出場するにあたり、県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者。また、これに相当する成績を常時おさめて出場する者。

3 激励金の額

- ① 交付基準2-①に該当する場合 10,000円以内
- ② 交付基準2-②及び2-③に該当する場合 5,000円以内

4 激励金の限度額

1種目協会（連盟）あたり15,000円以内とする。

5 激励金の調整

会長は、予算の状況により理事会の承認を得て、交付基準3及び4の金額を調整することができる。

6 申請

加盟団体の会長は、伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書に次のものを添え、大会前日までに会長に提出しなければならない。

- ① 大会要項
- ② 交付基準2-③に該当する者は、予選の成績表
- ③ 参加者名簿（個人またはチーム名が記入されているもの）
- ④ その他、必要と認められるもの。

7 報告

大会終了後、速やかに伊勢原市体育協会スポーツ競技大会報告書に次のものを添え、会長に提出しなければならない。

- ① 大会結果等
- ② その他、必要と認められるもの。

8 その他

この交付基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この交付基準は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この交付基準は、平成16年6月15日に改正し、平成16年6月15日から施行する。
- 3 この交付基準は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この交付基準は、平成21年2月17日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準（解説）

1 目的

この基準は、市民のスポーツ活動に対する意識高揚及び本市スポーツ振興を図るため、全国規模のスポーツ競技大会等に出場する個人及びチームが所属する加盟団体に対し激励金を交付する。

【解説】

・個人、チームへの交付を、個人、チームの所属する体育協会加盟団体に激励金を交付するとした。

2 対象

本会加盟団体の会員で、次に掲げる大会に出場した個人及びチームを対象とし1回に限り交付する。ただし、小学生、中学生、高校、大学生の児童・生徒及び学生がクラブ活動の一環として出場する場合は除外する。

① オリンピック及びパラリンピック等、これと同規模の国際競技大会

② 国民体育大会及び国が主催する同規模の大会

③ 国以外の団体が主催する全国規模のスポーツ競技大会で、出場するにあり、県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者。また、これに相当する成績を常時おさめて出場する者。

【解説】

・国体及び各種選手権大会等、県予選を通過した者、または県協会・連盟等の推薦を受けた者を、上位団体出場にあたり県大会以上の予選において準優勝以上の成績をあげた者、また、これ相当する成績を常時おさめて出場する者。

3 激励金の額

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ① 交付基準2-①に該当する場合 | 10,000円以内 |
| ② 交付基準2-②及び2-③に該当する場合 | 5,000円以内 |

4 激励金の限度額

1種目協会（連盟）あたり15,000円以内とする。

【解説】

・新たに限度額を設けた。

5 激励金の調整

会長は、予算の状況により理事会の承認を得て、交付基準3及び4の金額を調整することができる。

【解説】

・新たに金額調整ができることとした。

6 申 請

加盟団体の会長は、伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書に次のものを添え、大会前日までに会長に提出しなければならない。

- ① 大会要項
- ② 交付基準2-③に該当する者は、予選の成績表
- ③ 参加者名簿（個人またはチーム名が記入されているもの）
- ④ その他、必要と認められるもの。

【解説】

・個人及びチームが申請することを、加盟団体の会長が大会前までに体育協会会長に申請することとした。

7 報 告

大会終了後、速やかに伊勢原市体育協会スポーツ競技大会報告書に次のものを添え、会長に提出しなければならない。

- ① 大会結果等
- ② その他、必要と認められるもの。

8 そ の 他

この交付基準に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この交付基準は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この交付基準は、平成16年6月15日に改正し、平成16年6月15日から施行する。
- 3 この交付基準は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この交付基準は、平成21年2月17日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付申請書

年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

申請者

協会（連盟）名
住 所 伊勢原市
氏名又は団体名
代表者名
電 話 ()

印
印

次のとおり申請します

1 大会名	
2 出場種目	
3 開催期日	
4 開催場所	
5 申請額	円 (オリンピック・パラリンピック等：10,000円、全国大会：5,000円)
6 添付書類	(1) 大会開催要項等 (2) 出場者名簿（個人名又は団体名記載のもの）
7 交付方法	原則として、伊勢原市体育協会理事（加盟種目団体選出）を通じて交付する。
8 特記事項	

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金交付基準に照らし審査した結果、適正・不適正と判定したので、別紙のとおり通知してよろしいか。

起案日：平成 年 月 日
 決済日：平成 年 月 日
 執行日：平成 年 月 日

【執行部】

【事務局】

会 長	副会長	理事長	会 計	事務局長	チ-ムリ-ダ-	合 議	担 当

伊勢原市体育協会スポーツ競技大会激励金結果報告書

年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

報告者 協会（連盟）名
住 所 伊勢原市
氏名又は団体名
代表者名
電 話 （ ）

印
印

次のとおり報告します

1 大会名	
2 出場種目	
3 開催期日	
4 開催場所	
5 大会結果	
6 添付書類	(1) 大会結果表等 (2) 出場者名簿（個人名又は団体名記載のもの）

特記事項

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 351

伊勢原市スポーツリーダーバンク運営要項

1 趣 旨

市民のスポーツ活動の活発化及び生活化を図るため指導者を登録し、スポーツグループ及び職場の要請に応じ、適切な指導者を派遣できるように指導体制の整備を図る。

2 指導者の登録

(1) 登録の対象となる指導者

- ①スポーツ指導委員（日本体育協会認定）
- ②神奈川県種目協会（連盟）が認定した指導委員及び審判員
- ③伊勢原市各種目協会より推薦を受けた者
- ④伊勢原市教育委員会、伊勢原市体育協会より推薦を受けた者

(2) スポーツ活動指導者の登録手順

- ①伊勢原市体育協会は、市内に存在するスポーツ活動指導者をリストアップする。
- ②伊勢原市体育協会は、リストアップされた指導者登録及び指導活動の要請を行う。
- ③上記①の要請を受諾した指導者に対し、伊勢原市体育協会長は委嘱状を交付し、指導者名簿の一覧表を作成する。

3 登録指導者の活動

(1) 指導者の派遣手順

- ①スポーツグループ等から伊勢原市体育協会に指導者の紹介を受ける。
- ②伊勢原市体育協会は、依頼者が要請する条件にあった指導者を登録指導者から選び出す。
- ③伊勢原市体育協会は、選出された指導者を依頼者に紹介する。
- ④依頼者は、紹介された指導者と直接連絡し指導の具体的な内容等について打ち合わせを行う。
- ⑤依頼者は、指導を受けるとともにその内容や結果を伊勢原市体育協会に報告する。

(2) 登録指導者の活用と処遇

- ①登録指導者には積極的に活動の機会が得られるよう配慮し、その活用を図る。
- ②登録指導者は、ボランティア活動にふさわしい報酬が受けられるようにする。
 - 1)指導者に対する報酬等は、伊勢原市体育協会が負担することを原則とする。
 - 2)報酬基準額を1回(2時間程度)2,000円とする。
 - 3)その他、指導者と指導する場所の距離を勘案し、必要に応じ旅費を負担する。
- ③登録された指導者の資質向上を図る。
 - 1)スポーツ指導員等体育スポーツに関する指導者の資格取得講習会に積極的に参加するようにする。
 - 2)体育スポーツに関する各種研修会に参加するようにする。

4 指導者の追加登録及び更新

(1) 指導者の追加登録

- ①スポーツ指導員・その他の体育・スポーツに関する新しい資格取得者をリストアップする。
- ②伊勢原市教育委員会、伊勢原市体育協会等で新たに発掘した指導者をリストアップし登録する。

(2) 登録指導者の更新

伊勢原市体育協会は、年度当初に登録指導者の異動についてチェックする。

5 その他

この運営要項に必要な細則は、伊勢原市体育協会理事会の決議を得て定めることができる。

伊勢原市スポーツリーダーバンク設置概要

1 目的

地域住民（職場を含む）の要請に対して、適切なスポーツ指導者を紹介できるように、伊勢原市体育協会にスポーツリーダーバンクを置き市民スポーツの推進を目的とする。

2 業務

リーダーバンクは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市内の指導者のリストアップに関する事。
- (2) リストアップされた指導者の中で、活動できる指導者の委嘱及び登録に関する事。
- (3) 地域住民の要請に応じ、スポーツの指導に当たる事。
- (4) 伊勢原市教育委員会、その他関係団体との連携に関する事。
- (5) その他、必要と認められる事項。

3 庶務

リーダーバンクの庶務は、体育協会事務局で行う。

4 その他

指導者の派遣に関する経費は、体育協会の負担とする。

昭和55年5月1日施行

スポーツリーダーバンク 派遣事業申請書

1 種目名 _____

2 日時 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(日間) 時 分～ 時 分

3 場所 _____

4 受講者(団体) _____

_____ 名

5 派遣バンク員の人数・氏名
指導者名 (名)

6 内容

7 連絡責任者
氏名 _____ 住所 _____ 電話 _____

勤務先 _____ 電話 _____

スポーツリーダーバンク 派遣事業結果報告書

1 種目名 _____

2 日時 平成 年 月 日～平成 年 月 日
(日間) 時 分～ 時 分

3 場所 _____

4 受講者(団体) _____

名

5 派遣バンク員の人数・氏名

指導者名 (名)

6 内容

以上のとおり報告します。

伊勢原市体育協会会長 殿

協会名 _____

会長名 _____

印

**伊勢原市体育協会
共催・後援・協賛名義使用承認申請書**

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

住所又は所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号

印

次の事業について、伊勢原市体育協会の共催・後援・協賛名義の使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

名義種別	共催 後援 協賛 その他（ ）
	【名義使用希望種別に○をお願いします】
事業名	
期日又は期間	
会場	
事業内容	
名義使用の理由	
添付書類	
備考	

※共催・後援・協賛のいずれかを○で囲んで下さい。
※当該事業の要項やパンフレット等を添付してください。

伊 勢 原 市 体 育 協 会
共催・後援・協賛名義使用事業実績報告書

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

住所又は所在地
 申請者 団 体 名
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

印

伊勢原市体育協会の共催・後援・協賛名義の使用承認を受けて実施した事業が、次のとおり終了したので報告します。

名 義 種 別	共催 後援 協賛 その他 ()
	【名義使用した種別に○印をお願いします】
事 業 名	
期日又は期間	
会 場	
事 業 実 績	
添 付 書 類	
備 考	

※共催・後援・協賛のいずれかを○で囲んで下さい。
 ※当該事業結果（大会結果等）を添付してください。

伊勢原市体育協会団体加盟申込書

平成 年 月 日

伊勢原市体育協会会長 殿

申込者 住 所

氏 名 印

次のとおり、伊勢原市体育協会へ加盟したく必要書類を添えて申込みいたします。

団 体 名			
団 体 の 所 在 地			
団体代表者	氏 名	年 齡	歳
	住 所	電 話	
	勤 務 先	電 話	
設立年月日	年 月 日	種 目 内 容	
所属団体数	団 体	会 員 数	人

添付書類 ①団体規約
 ②役員名簿（役名・氏名・住所・連絡先 等）
 ③所属団体一覧表（団体名・代表者（氏名）・会員数 等）

上記申込書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。

提出先：伊勢原市教育委員会スポーツ課内
 伊勢原市体育協会事務局

伊勢原市体育協会慶弔規程

(慶弔費の範囲)

第1条 この規程は、本協会の本部役員、理事、顧問、参与、事務局職員並びに種目協会（連盟）の会長及びその家族に適用する。

(慶弔の額等)

第2条 慶弔の額は、次のとおりとする。

(1) 本人の結婚	5,000円
(2) 本人の死亡	10,000円
(3) 同居の実・養父母、子供の死亡	5,000円
(4) 配偶者の死亡	5,000円
(5) 本人の病気又は負傷の為10日以上入院したとき	5,000円

2 本部役員及び、理事の死亡については、花環あるいは盛花を贈る。

(定めのないものの取扱い)

第3条 前条に定めのない事項については、必要に応じ本部役員が協議のうえ決定する。

第4条 事務局が慶弔の事実を知りえたときは、速やかに本部役員、理事に連絡するものとする。

附 則

この規程は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年11月27日一部改正し、平成2年11月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月8日一部改正し、平成20年7月8日から適用する。